参考資料

東京臨海リサイクルパワー微量ＰＣＢ廃棄物処理事業

地域環境委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京臨海リサイクルパワー微量ＰＣＢ廃棄物処理事業地域環境委員会（以下「地域環境委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定め、もって東京臨海リサイクルパワー微量ＰＣＢ廃棄物処理事業について、住民代表、行政、専門家、東京電力株式会社及び東京臨海リサイクルパワー株式会社が、微量ＰＣＢ廃棄物処理事業の運営に関する情報を共有し、相互に意見交換をすること等により、安全で信頼される微量ＰＣＢ廃棄物処理事業の推進を図ることを目的とする。

（討議事項）

第２条　地域環境委員会は、次の各号に掲げる事項について討議する。

一　東京臨海リサイクルパワー株式会社スーパーエコプラント（以下「スーパーエコプラント」という。）における微量ＰＣＢ廃棄物処理事業に関する事項

二　スーパーエコプラントにおける微量ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る環境の調査に関する事項

三　前各号に掲げる事項のほか、スーパーエコプラントの微量ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る安全の確保及び生活環境の保全に関する事項

（地域環境委員会）

第３条　地域環境委員会は、住民代表、専門家、江東区、東京都等で構成する１０名以内の委員をもって組織する。

２　地域環境委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

３　地域環境委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

（委員）

第４条　委員は、東京臨海リサイクルパワー株式会社社長が委嘱する。

２　委員の任期は２年とする。

（招集等）

第５条　地域環境委員会の開催は、委員長が東京臨海リサイクルパワー株式会社と協議のうえ招集する。

２　委員長は、第２条に規定する討議事項に関連して、必要に応じ関係する学識経験者に説明又は意見を求めることができる。

３　東京臨海リサイクルパワー株式会社は、地域環境委員会における第２条各号の討議内容を踏まえ、適切に対処するとともに、その結果について地域環境委員会に報告するものとする。

（活動状況の公開）
第６条　地域環境委員会は、その活動状況に関する情報を公開するものとする。

（雑則）
第７条　地域環境委員会の事務局は、東京臨海リサイクルパワー株式会社に置く。
２　この要綱に定めるもののほか、地域環境委員会の議事運営上必要な事項は、委員長が定める。

附則
この要綱は、平成２３年６月２９日から施行する。